

令和5年度第1回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和5年10月11日（水）午後2時00分～午後3時50分
場 所	会議室2A
委 員	吉田 省三 委員長（元長崎大学 経済学部教授） 松田 浩一 委員（税理士） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授） 山下 雄一 委員（弁護士） 勝井 智裕 委員（元長崎県職員）
市関係出席者	金子副市長、園田総務部長 《事務局》岩永契約管財課長、濱田契約検査班長、吉田事務員 《工事主管部署》 ▶水道課…伊藤工務班長、山川技術員 ▶道路課…森道路課長、小林道路改良班長、白岩主任、平尾主任 田中主査、丸田主査
報告事項	①令和4年度入札執行状況等について ②入札不落後の随意契約の取扱いについて
抽出事案審議	令和4年度下半期発注工事の審議について
審議対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日
抽出事案	6件 ※各委員から2件以内で抽出（重複あり）
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり

報告事項（１）令和４年度下半期入札執行状況等について	
意見・質問	回答
不落の件数が令和３年度から半減しているが要因は何か。	令和３年度末から入札不落後にアンケートを実施しており、その結果を事業課と共有し、次回の入札の対策に活用していることが要因と考えている。
落札率と平均落札率の違いは何か。	落札率は、全体の予定価格の合計額に対する落札契約額の割合である。平均落札率は、入札案件ごとの落札率の合計を総入札件数で除したものである。
年度の落札率の変化をみる場合に、平均値に着目するのは理解できるが、上と下で値がばらついても結果は同じとなる。平均値がどれくらいの位置に集中しているのか着目した方が、全体像がわかりやすいと思う。	ご意見があった内容で検討したい。

報告事項（２）入札不落後の随意契約の取扱いについて	
意見・質問	回答
複数の見積書を徴取するとあるが、見積書の提出だけを行う業者があると思う。見積書の作成料は発生するのか。	作成料は発生しないものと考えている。
予定価格その他の条件を変更できないとあるが、その他とはどういうものがあるのか。	地方自治法施行令及び市契約規則で規定されており、当該規定を引用している。
予定価格を上回ってしまえば決定できないということか。	予定価格を下回る必要がある。

抽出事案審議 令和４年度下半期発注工事の審議	
審議１ 六ツ木下折橋２号線ほか１線配水管布設替工事	
意見・質問	回答
辞退届の理由からすれば、いくら価格が高くても受注はできないと判断するが、条件の設定が無理な内容ではなかつ	設計内容や現場の条件からは難しい工事ではなかったと考えている。

たのか。	
<p>発注時期が11月のため、他の工事を多く受注していたことが影響していたのか。</p>	<p>指名した業者で下請けを入れないと水道工事の施工が難しい業者がほとんどであったことが要因として考えられる。</p> <p>昨年度は1千万円を超える水道工事が多く発注されていたことから、水道を専門とする業者は手が空いていなかったと思う。</p> <p>そのため、技術者や作業員が不足していたという理由は妥当であると考えている。</p>
<p>そもそも業界の人手が不足しているということではないのか。それとも工事の発注が平準化できれば解消されるものか。</p>	<p>業者数の推移は把握していないが、毎年度工事が多い状況の中でまわっているので問題ないと考えている。</p>
<p>指名業者で水道工事が専門でない業者はいくつあるのか。</p>	<p>指名7社中6社は水道工事を主としていないと思われる。</p>
<p>指名の仕方に問題はなかったのか。</p>	<p>業者の指名は、登録業種のうち総合数値を基に均等に指名が受けられるよう割り当てている。水道の専門外であっても水道施設工事に業者登録されていれば、均等に指名が受けられるようになっている。</p>
<p>辞退届が提出されるタイミングはいつか。</p>	<p>入札執行通知書の配布後、入札執行時までに提出される業者がほとんどである。</p>
<p>辞退されるのが早めにわかるのであれば、後で指名を追加することはできないのか。</p>	<p>見積期間を約1週間確保するようにしているが、後から指名を追加した場合、その業者だけ見積期間が短くなり公平性に欠けることになるため難しい。</p>
<p>7社を指名したうち5社が辞退し2社での入札となっているが、最初から多めに指名していれば、もう少し参加者が増えていたと思う。なぜ指名を7社としたのか。</p>	<p>発注金額ごとに指名基準を定めており、3百万円以上1千万円未満の場合は7社を指名することになっている。</p>
<p>土木や建築が主で水道施設も登録はしているが実績がないという業者が多いので辞退する理由はおおむね理解できる。しかし、実績がない業者を指名するとこのような状況になることは予想できる。</p>	<p>—</p>
<p>このような状況が多ければ、指名基準の数を変えたらどうかとの議論が出ると思う。もし変えるのであれば、この案件が特殊であるかどうかを含めて検討する</p>	<p>現状をふまえて基準を変えることは可能である。指名基準で定めている数は目安と考えており、最初の入札では基準どおりの数を指名しているが、不落となった案件について</p>

必要がある。	は、次の入札は基準よりも業者を多めに指名することもある。
業者の登録で得意分野順に点数化し登録してはどうか。	条件を備えていれば希望する業種に登録できるようになっている。経営事項審査で業種ごとに実績等を反映した数値と市独自の点数を加点した総合数値を定め、それを基に指名を行っている。
総合数値は、その分野の実績や技術がないと点数に反映されないようなものか、あるいは、普通の業者であっても満足するような水準になるのか。	建設業の許可を受けていることが前提で、その中で施工実績や技術職員の登録数などを反映した数値となっている。
審議2 松尾地区公衆用道路ほか路肩維持工事	
意見・質問	回答
辞退届の理由は該当する項目を選択するようになっているのか。説明のあった辞退理由以外にも項目はあるか。	その他という項目もあるが、具体的な理由を記入するようになっている。本工事については、その他に記入した業者はない。
十分な利益が出ると思わないなど、もう少し想定される項目を増やした方がよいと思う。	—
No.6とNo.7の工事を合算して発注したということは、元々規模が小さかったと思う。別々に発注した理由は何か。	業者の受注機会を増やすためである。
業者の忙しさの度合いは発注者で把握できないのか。その状況に応じて発注の仕方を考えたらどうか。	元請の場合はコリンズ(工事实績検索システム)で把握できるが、下請けの場合は確認できない。
会社の代表者が都合で来られない場合は郵便での入札になるのか。	委任状を提出してもらい、代理人を入札に参加させている。
審議3 青葉橋橋梁補修工事	
意見・質問	回答
落札者以外は積算額が高いため、入札には参加はしたが受注には積極的ではなかったとの認識でよいか。	積算額から判断すれば、指名は受けたがそこまで受注の意思はなかったものと推測している。
発注者と参加業者双方で手間がかかっているため、受注の意思がなければ最初から参加をやめてもらった方がよい。最初から受注の意思があるかどうか確認できないのか。	対策として、一定期間指名を辞退したい場合に「指名辞退届」の提出をお願いしている。提出してもらうことで、他の受注意欲がある業者に指名がまわると思うので、提出の働きかけをしていきたい。

受注意思がないにもかかわらず参加されるのは、今後不利な取扱いを受けることを危惧していることが考えられるか。	辞退しても不利な取扱いを受けることはないと辞退届に記載しているので業者は理解されていると思う。
明らかに高い入札額があると不自然で他の業者によくない印象をもたれる可能性がある。受注する意思がないのに無理に応札される意図が理解できない。	—
再入札では工期を変更しているが理由は何か。	不落で入札時期がずれたため、工期は次年度までの延長を見込んだ設定となっている。
審議 4 有馬船津5号線改良工事	
意見・質問	回答
過去のランダム係数の出方は検証しているのか。	検証していない。
いずれかの時点で高い方に偏っていないか一度分析してみてもどうか。	今後ランダム係数の出方について調査したい。
審議 5 二小通用路線改良工事	
意見・質問	回答
入札監視委員会と公正入札調査委員会の目的の違いは何か。	入札監視委員会は入札・契約が適正に行われているか監視する第三者機関としての機能を有しており、公正入札調査委員会は入札談合に関する情報があった場合に的確に対応するため、関係機関への通報や必要な対応について審議を行う内部の組織である。
今まで公正入札調査委員会が開催されたことはあるか。	開催されたことはない。
業者の積算額が大きい理由は何か。	2社のうち1社は設備工事を専門とする業者であり、積算の不慣れや違算の可能性があると考えている。もう1社の積算をみると直接工事費はほぼ一致しているが、諸経費がかなり高いため、現場を確認された結果、それだけの費用がかかるという意思表示であると考えている。
審議 6 東城内線ほか電線共同溝整備工事（2工区）	
意見・質問	回答

<p>入札参加資格を有する業者はどのくらいあったのか。</p>	<p>指名競争入札を実施する場合、指名基準でいけば10社をめぐりに指名を行うので、少なくとも10社ぐらい確保できるように資格要件を定めている。</p> <p>参考までに令和3年度に約3千万円程度の電線共同溝整備工事の入札を実施したときは2社での参加であった。</p>
<p>入札参加資格対象者が多く確保できるような条件の設定はできなかったのか。</p>	<p>格付Aランクの基準を基に参加資格を定めており、一定数の参加資格を有する業者は確保できていたと考えている。しかしながら、結果的に2社での参加となったところである。</p>
<p>このような参加が少ない状況が続くのであれば、参加しやすいような工夫が必要と思うので、入札参加資格については内容に応じて定めるよう検討してほしい。</p>	<p>なるだけ多くの業者が参加できるような入札参加資格の設定を考えていきたい。</p>
<p>令和3年度に実施した工事の延長は今回より短かったのか。</p>	<p>前回の工事は3工区で、工事延長は131m、場所は島原駅から城のお堀までの区間である。</p>
<p>参加者が少ない理由として、技術者の配置要件は考えられないか。</p>	<p>本工事については、専任の技術者を配置することが要件となっていたので、参加者が少ない要因の1つであると考えている。</p>
<p>国は専任義務の要件を緩和しようとしてなかったか。</p>	<p>技術者の専任要件は、令和5年1月から、請負金額が3千5百万円以上から4千万円以上に緩和されている。</p>
<p>《審議案件に関する委員会の所見》</p>	
<p>入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保について問題は認められず、適正に処理されていた。</p>	